

# フランスにおける表現の自由の現在

——「記憶の法律」をめぐる最近の状況を題材に

曾我部 真裕 (京都大学)

## はじめに

本稿では、本年度の年間テーマ「精神的自由の現在と憲法学」に関連するフランスの状況を取り扱う。

具体的な素材としては、近年大きな議論を呼んでいる「記憶の法律」の問題を取り上げたい。これは、植民地化、ヴィシー政権下でのホロコーストへの協力、さらにはアルジェリア戦争に関わる様々な事件など、フランスの負の歴史にどのように向き合うべきか、あるいは、一方では反ユダヤ主義、他方ではイスラモフォビが相変わらず懸念される中で揺らぐ国民統合をどのように図っていくのか、といった、個別的な人権保障に関わるものを超える射程の広い問題を含むものである。

しかし、本稿では、統一テーマとの関係、そして何よりも筆者の能力的な限界との関係から、「記憶の法律」と表現の自由との関係を中心に検討することとする。

## 1. 1990年代以降増加した「記憶の法律 (loi mémorielle)」とは

さて、まず、記憶の法律とはどのようなものかという点である。この用語は、後に見るようないくつかの法律の総称として用いられており、必ずしも厳密な定義はないように思われる。定義めいたものの例としては、この問題に関して2008年に取りまとめられた下院の報告書<sup>(1)</sup>は、次のような説明をしている。

「過去の苦痛の承認を通じて正義を行うために、ジェノサイドや人道に対する罪と言った現代的な法概念を用いて歴史を『語り』、さらには評価づけることを目的とする法律」。

ややわかりにくいのが、過去の痛ましい事象について、その存在を法律によって認めるとともに、当時は存在しなかったような現代的な法概念を用いて法的評価を行うこと、そして、その目的は過去の苦痛の慰謝による正

義の回復であること、といった趣旨であろう。

また一般に、記憶の法律について広狭二義が区別されている。例えばマルク・フランジによれば、ある事実の存在を承認することを目的とし、規範性を持たないものが狭義の記憶の法律であり、こうした目的に加え、拘束力ある規定をおくことによって規範的な帰結を引き出すものが広義の記憶の法律（フランジは「部分的な記憶の法律」と呼んでいる。）である<sup>(2)</sup>。

いずれにしても、記憶の法律というカテゴリーは問題発見的なものにすぎないため、厳密な定義は存在せず、要するに次に見るような諸法律を総称するものとして用いられている。

## 2. フランスにおける「記憶の法律」

### (1) 1990年7月13日法（ゲソー法）

こうした記憶の法律は、古くからその例が存在するとの指摘もある<sup>(3)</sup>が、今日「記憶の法律」という形で一括して取り上げられる例は、1990年代以降のものである。その嚆矢となったのは日本でもある程度は知られているゲソー法（1990年7月13日法）である。同法制定当時は、記憶の法という表現は一般に用いられておらず、同法を称して記憶の法と呼ぶことはなかったのであるが、2000年代に入ってこの語が用いられるようになるとともに、その嚆矢としての位置づけがさかのぼってなされることになった。

さて、フランスでも1970年代より、ホロコーストを否定する歴史修正主義の高まりが意識されてきたが、裁判所は従来のヘイトスピーチ規制（1972年7月1日法）<sup>(4)</sup>を修正主義的言論に適用することには慎重であった。こうした状況の中、1990年5月に発生したユダヤ人墓地冒涇事件をきっかけとして、修正主義的言論対策を念頭に置いたヘイトスピーチ規制の強化が政治日程に上ったのであった。

共産党所属の国民議会議員ジャン＝クロード・ゲソーが法案提出者であったこの法律は、プレスに関する1881年7月29日法第24条の2として、ホロコーストを否定する発言をした者（より正確には、国際軍事裁判所規定6条により定義され、同規定9条により有罪とされた組織の構成員又はフランスもしくは国際的な裁判所によって有罪とされた者によって侵された人道に対する罪の存在に異議を唱えた者）を処罰する規定を追加するものである（5年以下の懲役、4万5000ユーロの罰金）。

先ほどのフランジの説明のように、記憶の法律には強制力のないものが

多いのであるが、ゲソー法は例外的なものであり、特に、違反者に罰則を科している唯一の例である。ただし、後に見る通り、憲法院によって違憲判断を受けたアルメニア人ジェノサイドの否定を処罰する2012年法案は、ゲソー法と同様、罰則を定めていた。

ゲソー法制定にあたっては様々な論議がなされ、表現の自由の侵害等を理由とする違憲論もあった。特に上院では慎重派が多く、上院は3度に渡り法案を否決したが、最終的には大幅な修正を経て成立した。ところが、このように反対意見が多かったにもかかわらず、憲法院への提訴は行われなかった。これについては、同法を違憲として提訴することが、極右国民戦線に擦り寄っていると受け止められることの政治的リスクの存在が指摘されている。

ところで、周知の通り、2008年7月の憲法改正により事後審査制が導入された結果、ゲソー法の合憲性を憲法院が審査する可能性が再び開かれた。しかし、事件のスクリーニング機能を担う破毀院は2010年5月7日に、ゲソー法の違憲性を主張するQPCの申立について、憲法院への付託要件の1つである重要性要件を充たさないとして付託を拒否している<sup>(5)</sup>。破毀院はこの判決において、重要性要件を充たさないことを認定するのみならず、ゲソー法の合憲性を積極的に認定するような判断を行ったため、議会においてゲソー法に批判的な立場から批判を受ける事態となった<sup>(6)</sup>。

## (2) その後の実例

### ① 2001年5月22日法（トピラ法）

ゲソー法制定後、記憶の法のカテゴリーに属すると目される法律の制定が相次ぐようになった。本稿では特にアルメニア人ジェノサイドの否定を処罰する2012年法案とそれに対する違憲判決に注目するが、ここでは、ゲソー法と2012年法との間に制定されたこの種の法律を概観する。該当する法律としては6本ほどあるとされる<sup>(7)</sup>が、ここではそのうちの2本について触れる。なお、1915年のアルメニア人虐殺をジェノサイドと認める2001年1月29日法律については、後に触れる。

さて、まずは2001年5月22日法である。同法は、南米の海外県ギアナ選出の黒人女性下院議員クリスチヌ・トピラを提案者とする議員立法であり、特定の奴隷貿易と奴隷制を人道に反する罪であると認定し、これに基づき教育研究に関する指針を示すものである。

すなわち、第1条は、次のように定める。

フランス共和国は、アフリカ、アメリカ先住民、マダガスカルおよびインドの住民について、アメリカ、カリブ海、インド洋及びヨーロッパにおいて15世紀以来反復されていた、大西洋両岸間の黒人奴隷貿易およびインド洋奴隷貿易、並びに奴隷制が人道に対する罪にあたることを認める。

次に、第2条は、下記のような規定である。

学校の教育過程および歴史学と人文諸学の研究プログラムは、黒人奴隷貿易および奴隷制につき、それにふさわしく取り扱うものとする。(以下略)

第1条は、議会による法的性質決定を表明するだけのものであり、いわゆる規範性はないが、第2条では教育研究に関する指針を示しており、一定の規範性を有しているとされる。

しかし、この法律が問題となったのは、2004年から翌年にかけての事件がきっかけである。この事件では、グローバルな観点から奴隷貿易の歴史を研究した書物において、奴隷貿易は、大西洋両岸間からのものだけでなく古代から、あるいはイスラム世界においても存在することを指摘したことについて、元奴隷制植民地であった海外県のアソシアシオンが著者を相手どり訴訟が提起された(上記歴史書の著者の名から「ベトレ・グルヌイユ事件」と呼ばれる)。この訴えの法的な構成は不明であり、勝訴の見込みはないとされていたが(実際に後に取り下げられた。)、2001年法が援用されていたことで、同法の抑制的な効果が問題視された<sup>(8)</sup>。同書は、権威ある賞を受賞するなど高い評価を受けていただけに、大きな論議を呼んだものである<sup>(9)</sup>。

## ② 2005年2月23日法

この法律は、1962年のアルジェリア独立に伴ってフランス本土に引き揚げてきた人々の功績及び労苦を認知することと、軍関係者とりわけアルキに対する補償の充実を趣旨とするとされる<sup>(10)</sup>が、本稿との関係では、同法の第4条が問題となる。

大学における歴史研究のプログラムは、海外領土とりわけ北アフリカにおけるフランスの存在の歴史につき、それにふさわしく取り扱うものとする。

学校の教育課程は、海外領土とりわけ北アフリカにおけるフランスの存在の積極的役割を特に認め、かつ、これらの地域出身のフランス軍兵士の歴史と犠牲に対し、それにふさわしく重要な取り扱いを行うものとする。

この規定は、一見して学問の自由や教育の自由の観点から問題となりそうではあるが、第2項については、制定後約1年を経て廃止されている。経緯は以下のとおりである<sup>(11)</sup>。

法律制定の際にはこの規定について議会内外で特段の議論はなかったものようであるが、制定後しばらくして歴史学者等の批判声明が出されて反響を呼んだほか、同じ年の秋にパリ郊外で起こった移民系の少年たちを中心とする暴動をきっかけに、旧植民地とりわけ北アフリカを出自とする移民系住民の社会統合の困難性が改めて論議の対象となる中、野党から同法第4条の廃止法案が提出され、また、カリブ海の海外県で大規模なデモが起きるなどなど、この法律の問題性が大きな政治問題となった。

こうした中、シラク大統領のイニシアティブの下、首相が、学校教育の内容を定めることは憲法の定める法律事項には該当せずデクレ事項であるとする判断を求める付託を憲法院に対し行い、憲法院も同様の判断を行った結果（憲法院2006年1月31日判決（n° 2006-203 L））、第4条第2項はデクレによって改廃することが可能となり、同条項は2006年2月15日デクレで廃止された<sup>(12)</sup>。

### 3. アルメニア人ジェノサイド否定表現規制法案と憲法院判決

#### (1) 前史

1915年にオスマン帝国で発生したアルメニア人虐殺事件の犠牲者は100万人とも言われるが、トルコ政府は今日もその計画性・組織性を認めておらず、ヨーロッパ各地でこの事件のジェノサイド性やトルコ政府の責任を認めさせるための活動が展開されている<sup>(13)</sup>。

フランスでも在仏アルメニア人団体が、南仏を中心に50万人とも言われるアルメニア系住民の存在を背景に、この点に関する記憶の法律制定を目指している。具体的には、1998年5月28日、議員提出法案として提出された、アルメニア人ジェノサイドを認める法案が下院で可決された。しかし、上院では慎重な姿勢が取られ、審議入りさえ認められなかった。その後、2000年10月になって上院で新たな議員提出法案が提出され、今度は上下両院をすみやかに通過し、2001年1月29日法として成立した。

この法律は、「フランスは1915年のアルメニア人ジェノサイドを公式に認める。」という1箇条だけからなる法律であり、アルメニア人虐殺事件について、その存在を認めることに加え、ジェノサイドであるという法的な性質決定をしている点で、冒頭に紹介した下院報告書に言うところの典型的な記憶の法律であり、また、何ら強制力のある法的な準則をたてるものではない点で、フランジの言う狭義の記憶の法律の特徴を典型的に示している。

## (2) 2012年法案

その後、アルメニア人ジェノサイドを否定する表現に対する罰則を求める動きがあった。その結果、大きな出来事としては、2006年10月12日は、アルメニア人ジェノサイドの存在に異議を唱える者をゲソー法と同様に処罰する旨の議員提出法案が下院で可決されたことがあった。しかし、政府の慎重姿勢もあって、上院では審議入りできなかった。

更にその後、これは人種主義や排外主義に対して刑事制裁を科すことを求めるEU理事会の枠組み決定（2008/913/JAI）を国内法化するという名目の下に同種の動きが活発化し、同様の議員提出法案が、2011年10月18日に下院で可決され、翌年1月23日には上院でも可決される段階にまで遂に至った。

この法律も短いものであるが、その第1条では「刑法典第211-1条で定義され、フランスの法律でそれと認められたジェノサイドの罪の存在に異議を唱え、または過度に矮小化した者」をゲソー法と同様に処罰することとしていた。ここでいうジェノサイドを認める「フランスの法律」としては、アルメニア人ジェノサイドに関する前述の2001年法しか存在せず、この2012年法案がもつぱらアルメニア人ジェノサイドを対象とするとされるゆえんである。なお、この規定はゲソー法と同様、1881年のプレス（1881年法律第107号）の自由に関する法律に挿入されることとされていた（第24条の3）。

前述のように、1915年のアルメニア人虐殺事件についてトルコ政府は今日もその計画性・組織性を認めておらず、本法案可決により両国間の外交関係が悪化した。

なお、法案可決の背景として、この法案は議員提出法案であり、その提出者は、南仏のアルメニア系の移民の多い地区を選挙区とする議員であって、在仏アルメニア人の支持獲得という政治的動機が指摘されている。

### (3) 憲法院判決

この法案に対しては、上下両院の反対派議員（左翼）から憲法院への付託が行われた。付託者は違憲の理由として、表現の自由、罪刑法定主義、平等原則、権力分立違反、罪刑の必要性の原則、研究の自由、政党の自由といった多岐に渡る点を主張したが、憲法院は表現の自由のみを取り上げ、同法案第1条がこの自由に対する違憲的な侵害であると判断した（2012年2月28日判決〔n° 2012-647 DC〕）。判決理由の中心部分をほぼ全訳したものを次に掲げる。

表現及びコミュニケーションの自由の行使は、それが民主政の条件であり、他の権利自由の尊重の保障の1つであるだけに、貴重である。この自由の行使への制約は、追求される目的との関係で必要性、適合性、比例性を充たす必要がある。

ジェノサイドの罪を「認める」ことを目的とする法律規定は、それ自体では法律としての規範性を持ちえない。

しかし、本法第1条は、「フランスの法律でそれと認められた」ジェノサイドの罪の存在に異議を唱え、または過度に矮小化した者」を処罰している。

立法者自ら認め、それとして法的性質決定を行った犯罪の存在やその法的性質決定への異議申立てを処罰することで、立法者は、表現およびコミュニケーションの自由の行使に違憲的な侵害を行った。

この判決理由は非常にわかりにくい。

第1に、引用部の第2段落で、単なる事実の確認を行う法律は法律としての規範力を持ち得ないと述べている。これは、只野雅人が紹介している通り<sup>(14)</sup>、フランスでは何らかの強制力ある準則を含まない法律は認められないと考えられていることとの関連での判示である。しかし、次の段落にあるように、本件の法律は罰則を科すものであり、本件ではこの点は問題にならないはずである。

次に、第3段落では、議会がアルメニア人虐殺事件の存在を確認し、それをジェノサイドであるとする法的な性質決定を行い、それを否定する表現を処罰することが表現の自由に対する違憲的な侵害であるとしている。

引用部分の冒頭に、表現の自由の侵害の合憲性は比例原則によって判断する旨が述べられていることから、この第3段落は比例原則違反の旨を述べるものとも思われるが、本件規定のどの点が比例原則違反であるのかは

不明確である<sup>(15)</sup>。

この点、フランスでは、国際的な裁判所で認定された人道に対する罪を否定することを処罰するゲソー法に対し、本件法律は議会在自ら定めた人道に対する罪の否定を処罰するものである点が不当であるという議論が有力であり、引用部分第4段落はこの点を述べたものとも思われる。

しかし、この点がいかなる意味で比例原則と関係するのかが不明であり、判決理由の理解は結局のところ困難である。

いずれにしても、本判決の関心は、本件法律の合憲性の問題と並んで、本件法律とゲソー法を区別し、ゲソー法の合憲性については判断を避ける<sup>(16)</sup>というところにあったと思われる。理由が不明確なのは裁判官の合意が得られなかったのか、あるいは意図的なものかもしれない。

なお、前述のとおり、ゲソー法の合憲性に関連しては、破毀院は2010年5月7日に、ゲソー法の違憲性を主張するQPCの申立について、憲法院への付託要件の1つである重要性要件を満たさないとして付託を拒否している<sup>(17)</sup>。

## 4. 記憶の法律を巡る憲法上の論点

### (1) 歴史の「公定」

以上が記憶の法律を巡る立法や判例の動きであるが、若干の検討を行いたい。まず、「歴史の公定」という観点から、様々な疑問が提起されている。例えば、歴史的事実の認定は、そもそも国家の役割か、歴史的事実の法的性質決定は裁判所の権限ではないか、記憶の操作による国民の統合と分裂といった論点である。ここで本格的な検討を行う用意はないが、最後の点に関しては、フランスでは1789年の記憶・共和国の理念を掲げて国民統合を図ってきた歴史もあり、日本と違い、記憶領域への介入それ自体に慎重であるとは言い難い。しかし、近年の記憶の法律については、特定の民族集団の記憶を国民の記憶にしようとしているとして、コミュニタリズムであるとの批判もある。周知のように、フランス的な国民統合モデルにおいては、コミュニタリズムは原則としてネガティブな意味合いで用いられる。

### (2) 歴史家の自由

これは表現の自由や学問の自由に回収されるものではあり、次に触れる点とも重なるが、罰則を伴う規制はもちろん、罰則のないものでも訴訟が

提起されたことがあり（ペトレ・グルヌイユ事件）、「萎縮効果」が問題となる。2005年2月23日法などは特に教育内容への関与であり、その観点からの問題もあるだろう。

### (3) 法律形式である点について

先にも触れたように「規範性」を欠く法律の許容性が問題とされている。この点については、第五共和制憲法固有の問題がある。そもそも、記憶の法律が制定される背景として、2008年7月に大規模な改正を受けるまでの現行憲法は、議会に決議を行うことを禁止しており、そのために本来決議で行うような意思表示が法律形式で行われるようになったということがある。2008年改正後には決議を行うことが認められた（第34条の1）ため、今後は規範性を欠く記憶の法律が制定される可能性は低くなった<sup>(18)</sup>。

## 5. 記憶の法律と表現の自由

ここでは特に罰則のあるゲソー法と2012年法案を問題にしたい。先述のように、ゲソー法は憲法院に付託されておらず、また、破毀院がQPCの申立を却下したため、今後も憲法院の審査を受ける可能性は低い。また、2012年法案は違憲とされたが、その理由は不明確であり、またゲソー法の合憲性は射程外だと思われる。このことから、ゲソー法の合憲性の問題は未解決である。

学説は2012年法案の違憲判断は支持する点では概ねコンセンサスがあるように思われるが、ゲソー法については違憲論も無視できないとはいえ、合憲論が有力である<sup>(19)</sup>。そこで両者の区別が問題となるが、否定の禁止されるジェノサイドの認定が法律によるものか裁判所によるものかという点が指摘される。また、ホロコースト否定がユダヤ人に対する差別的言論であるのに対し、アルメニア人ジェノサイド否定は必ずしも差別的言論とは捉えられないという社会的文脈の相違を指摘する見解も指摘される。

修正主義的言論の規制について、ホロコーストについては規制を認めるのもやむを得ないとしても、その他の事件にまで規制が拡大していくことについてどのように歯止めをかけるのか、あるいはかける必要性がないのか、は問題であり、2012年法案はこの点を浮き彫りにしたものと思われる。

## おわりに

最後に、日本も含め多くの国で、表現の自由と民主政との密接な関連が指摘されることと関係して1点指摘しておきたい。すなわち、表現の自由と民主政との関係について日本では、もっぱら表現の自由の保障を支えるものとして民主政原理が援用される。ここでは両者は順接的な関係にある。

しかし、差別的表現を巡る議論の中でアメリカの共同体主義等の立場からもすでに指摘されている通り、ゲソー法、ひいては差別的表現一般の規制の意義を考えると、市民の平等な社会政治参加を確保するものとして捉えることもでき、その点からは民主主義の観点からも意義のあるものと理解することもできるだろう。このように考えてみると、表現の自由と民主政との関係は多面的であることも改めて確認しておきたい<sup>(20)</sup>。

その上で、日本の二重の基準論はその一方を取ってかどうかは不明だが切り捨て、国家の社会への関与を排除する自律的な市民社会像をとっているものと思われる。他方、ゲソー法の背景にある民主政観では、国家の(積極的)関与が認められている。フランス的な発想ではこの点はそれほど違和感のないものであろうことは、ライシテに関する議論などでも伺えるところである。いわゆるブルカ禁止法については、イスラモフォビ的な動機があるのではないかなどの疑問もあるが<sup>(21)</sup>、本稿で検討した問題から垣間見える公共空間のインテグリティを確保するという関心の観点からは共通点のあるところであり、今後こうした視角からの検討も試みてみたい。

(1) B. Accoyer, *Rapport d'information sur les questions mémorielles*, Assemblée Nationale, n°1262, 2008.

(2) M. Frangi, *Les «lois mémorielles» : de l'expression de la volonté générale au législateur historien*, *RDP*, 2005, n° 1, p.246.

(3) フランジは、第一次大戦において活躍した政治指導者を顕彰する一連の法律(ジョルジュ・クレマンソー首相とフェルディナン・フォッシュ元帥に関する1918年11月7日法、レイモン・ボワンカレ大統領に関する1920年2月12日法)や、戦死者の埋葬関連の法律(1920年11月8日法、1920年9月28日法)等に端を発すると指摘する(Frangi, *op. cit.*, pp. 245-246)。ただ、これらの法律は、戦争に関連して個人の顕彰・追悼等を行うものであり、特定の歴史的事実の評価に定める近年の記憶の法律とは異なる。さらに、下院議長による報告書は、フランス革命時代の連盟祭(Fête de la Fédération)に、議会による記憶への関与の端緒を見出す(Accoyer, *op. cit.*, p. 13)

(4) この点については、内野正幸『差別的表現』(有斐閣、1990年)55頁以下な

- ど参照。
- (5) Cass., 2010/5/7, n° 09-80.774.
  - (6) また、この判断はQPC導入後の憲法院と破毀院の対立の文脈でも注目された (N. Molfessis, *La résistance immédiate de la Cour de cassation à la QPC, Pouvoirs* n° 137, 2011, p. 83 (87))。両者の対立の問題については、井上武史「フランス憲法院への事後審査制導入の影響」岡山大学法学会雑誌62巻1号 (2012年) 164頁も参照。
  - (7) 本文で触れないものとしては、1994年6月11日法 (アルキ〔アルジェリア戦争でフランス側についたアルジェリア人兵士〕に対し、その払った犠牲についてフランス共和国は感謝の念を表し、援助を与える内容)、1999年10月18日法 (軍人年金に関する法典における「北アフリカにおける作戦」の文言を「アルジェリア戦争」に置き換える改正。「アルジェリア戦争」という語を法令用語として認めた点に意義があるとされる)、2000年7月10日法 (人種主義・反ユダヤ主義犯罪の犠牲者を記念し、フランスの「正義の人 (Justes)」〔第二次大戦中にホロコーストからユダヤ人を保護したとしてイスラエルから称号を受けた者〕にオマージュを捧げる日を毎年7月16日直後の日曜日と定める) がある。
  - (8) 下院議長の報告書でもこの点が指摘されている (Accoyer, *op. cit.*, p. 48)。
  - (9) この事件は日本でも紹介されている。参照、樋口陽一『憲法という作為』186頁、三浦信孝『「記憶への権利」か『記憶の圧制』か』UP35巻8号 (2006年) 37頁以下、平野千果子「歴史を書くのはだれか」歴史評論677号 (2006年) 19頁以下など。
  - (10) アルジェリアからの引揚者に対するフランスの受け入れ政策一般については参照、松沼美穂「脱植民地化と国民の境界」ヨーロッパ研究12号 (2013年) 129頁以下など。
  - (11) 詳細は、樋口・前掲175頁、松沼美穂「国民の歴史と帝国の記憶」季刊戦争責任研究54号 (2006年) 32頁以下、同「植民地支配の過去と歴史・記憶・法」ヨーロッパ研究6号 (2007年) 119頁以下など。
  - (12) 他方、第1項の方は現行法であるが、管見の限り、特段の実際上の問題は生じていないようである。
  - (13) ロシア、ポーランド、リトアニア、スロベニアなどでアルメニア人ジェノサイドを認める法律 (それを否定する表現への罰則はない。) が制定されているとされる (N. Droin, *L'avenir des lois mémorielles à la lumière de la décision du Conseil constitutionnel du 28 février 2012 relative à la loi visant à réprimer la contestation de l'existence des génocides reconnus par la loi, RFDC*, n° 95, 2013, p. 592 note 11)。
  - (14) 只野雅人『『饒舌な立法』と『一般意思』 フランスにおける立法と政治』浦田一郎ほか(編)『立憲平和主義と憲法理論 (山内敏弘先生古稀記念)』(法律文化社、2010年) 254頁。
  - (15) Droin, *op. cit.* p. 593.
  - (16) *Commentaire à la décision n° 2012-647 DC du 28 février 2012*, p. 12 ([http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/download/2012647DCccc\\_647dc.pdf](http://www.conseil-constitutionnel.fr/conseil-constitutionnel/root/bank/download/2012647DCccc_647dc.pdf))
  - (17) Cass., 2010/5/7, n° 09-80.774.
  - (18) 1961年10月17日事件の責任を政府が認めるように求める決議 (proposition de résolution visant à la reconnaissance de la responsabilité de la République

française dans les événements du 17 octobre 1961, Sénat, n° 484, le 26 mars 2012) の例があるが、上下両院を通じて、可決されたものはないようである。なお、1961年10月17日事件とは、アルジェリア危機が深まる中、夜間外出禁止令が出されたことに抗議する非暴力のデモの際、パリで、上官の命令を受けた警察官により数十名のアルジェリア人が殺害された事件。

(19) Amson, Les «lois de mémoire»: aspects juridiques d'une pratique contestable, *RRJ*, 2006, n° 4, p. 2226.

(20) この論点に関する近年の英米の状況について参照、奈須祐治「憎悪扇動の規制と表現の自由」孝忠延夫（編著）『差異と共同』（関西大学出版部、2011年）155頁以下。

(21) 村田尚紀「公共空間におけるマイノリティの自由」関西大学法学論集60巻6号（2011年）21頁以下など参照。

（そがべ・まさひろ）